令和6年度
法改正対応版

すこやか家族の

介護保険ガイド

利 根 町

介護保険制度改正について

令和６年４月より

●介護保険料の所得区分が多段階化

介護保険料を徴収する際の算定基礎となる標準的な所得区分段階が、９段階から13段階に多段階化されることになりました。ただしこれまでと同様に、各保険者が財政状況に応じて、独自の所得区分を設定することができます。（➡ 30 ～ 31 ページ）

●福祉用具の一部にレンタルと購入の選択制を導入

介護保険においてこれまでレンタルの対象となっていた福祉用具の一部が、レンタルまたは購入のどちらかを選択できるようになりました。（➡ 16 ページ）

令和６年８月より

●介護保険施設の基準費用額と、低所得者の負担限度額の引き上げ

介護保険施設等を利用する際の基準費用額が引き上げられます。また、低所得者については利用者負担の軽減制度が設けられていますが、居住費の負担限度額が一部引き上げられます。（➡ 27 ～ 28 ページ）

令和７年８月より

●多床室の基準費用額が引き上げに

介護保険施設における介護老人保健施設、介護医療院の多床室について、室料の利用者負担基準費用額が引き上げられます。
（➡ 27 ページ）

もくじ

●介護保険制度のしくみ …… 4
●サービスを利用するには …… 6
介護（介護予防）サービス利用までの流れ …… 6
要介護認定の申請 …… 8
訪問調査と審査・判定 …… 9
認定結果の通知 …… 10
ケアプラン作成からサービス利用まで …… 12
●利用できるサービス …… 14
在宅サービス …… 14
施設サービス …… 19
地域密着型サービス …… 20
介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業） …… 22
●利用者負担について …… 26
利用者負担の軽減について …… 29
●介護保険料について …… 30
●地域包括支援センター …… 34
●介護保険以外の高齢者関連サービス …… 36
●介護サービス事業者一覧 …… 42

介護保険制度のしくみ

介護を社会全体で支え合う制度です

みなさんがいつまでも住みなれたまちで安心して暮らせるためのしくみ。それが、市区町村が運営する**介護保険**です。40歳以上のみなさんが加入者(被保険者)となって保険料を出し合い、必要に応じて介護サービスが利用できる制度です。

加入する方

40歳以上の方は、お住まいの市区町村が運営する介護保険の加入者となります。年齢ごとに、65歳以上の方は**第1号被保険者**、40歳から64歳までの方は**第2号被保険者**となります。

65歳以上の方

第1号被保険者

40歳から64歳までの方

第2号被保険者

介護保険証と介護保険負担割合証

介護保険証

介護保険の**保険証(介護保険被保険者証)**は、被保険者一人に一枚交付されます。介護サービスを利用するときや、ケアプランの作成を依頼するときに必要なので、大切に保管してください。

- **65歳以上の方**
  65歳に到達する月にすべての方に交付されます。
- **40歳から64歳までの方**
  要支援・要介護と認定された方に交付されます。

介護保険負担割合証

介護保険負担割合証には、介護サービスを利用したときに支払う利用者負担の割合が記載されています。介護保険で、要支援・要介護またはサービス事業対象者と認定された方に交付されますので、サービスを利用するときには、保険証と一緒に提示してください。

加入者のみなさん(被保険者)

65歳以上の方(第1号被保険者)

サービスを利用できる方

市区町村に「介護が必要」と認定された方

※介護が必要になった原因が、どんな病気やけがかは問われません

40歳から64歳までの方(第2号被保険者)

サービスを利用できる方

老化が原因とされる**特定疾病***が原因で、介護が必要であると認定された方

※特定疾病以外の原因の場合は、介護保険の対象にはなりません

＊特定疾病は以下の16種類が定められています。

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗しょう症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
- 脳血管疾患
- パーキンソン病関連疾患
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- がん末期

保険料の納付
要介護認定の申請

被保険者証の交付
要介護認定
負担割合証の交付

一定以上所得者は2割または3割

利用者負担の支払い(原則1割)

介護サービスの提供

市区町村(保険者)

- ＊介護保険制度を運営します。
- ＊保険料を徴収し、被保険者証を交付します。
- ＊要介護認定を行います。
- ＊介護予防・相談などのための「地域支援事業」を実施します。

介護報酬の請求

介護報酬の支払い

地域包括支援センター

- ＊総合相談支援業務
- ＊介護予防ケアマネジメント
- ＊権利擁護業務
- ＊ケアマネジャーの指導・支援など

サービス事業者

- ＊行政の指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利組織などの団体。
- ＊在宅サービス、施設サービス、地域密着型サービスなどを提供します。
- ＊事業者の指定は6年ごとの更新制です。

サービスを利用するには

介護（介護予防）サービス利用までの流れ

介護（介護予防）が必要になった方は、市区町村に申請し、「介護や支援が必要な状態である」という認定を受ける必要があります。「介護が必要な状態かどうか」「どのくらいの介護が必要であるか」といった認定結果は、訪問調査や審査・判定などを経て、申請から約1か月程度で通知されます。

申請をする

（⑧ページ参照）

本人または家族等により、介護保険担当窓口に**「要介護認定」**の申請をします。

※はじめに「基本チェックリスト」による判定を行い、「介護サービス」の対象外と判断された場合には、「一般介護予防事業」を利用できます。

要介護認定の流れ

（⑨ページ参照）

心身の状態などを調べます

訪問調査

市区町村の職員等が、心身の状況を調べるため、本人や家族などにお話をうかがいに訪問します。

主治医の意見書

※主治医がいない方は、市区町村が指定する医師の診断を受けます。

判定・審査・認定を行います

コンピュータ判定（一次判定）

聞き取ったデータを入力して行います。

介護認定審査会（二次判定）

訪問調査の結果と主治医の意見書をもとに、**介護認定審査会**が審査・判定します。

認　定

（⑩ページ参照）

審査結果に基づき、介護が必要な度合い**（要介護状態区分）**を市区町村が認定します。

要　支　援　1
要　支　援　2
要　介　護　1
要　介　護　2
要　介　護　3
要　介　護　4
要　介　護　5
非 該 当（自立）

認定結果を通知します

（⑩ページ参照）

認定結果は、申請から約１か月程度で、市区町村から通知されます。
要支援または要介護と認定された方には**「負担割合証」**が交付されます。

利用可能なサービスを選ぶ

要支援1・2の方　（⑭・㉒ページ参照）

身体機能を維持･改善するための**「介護予防サービス」**及び**「介護予防･日常生活支援総合事業」**が利用できます。

要介護1～5の方　（⑭ページ参照）

在宅や施設での**「介護サービス」**が利用できます。

非該当(自立)の方　（㉒ページ参照）

介護保険のサービスではなく、市区町村が行う地域支援事業の**「介護予防･日常生活支援総合事業」**が利用できます。

ケアプラン（介護サービス計画）を作る

（⑫⑬ページ参照）

サービス事業者や地域包括支援センターへ依頼して、本人や家族の意見をふまえた介護（介護予防）サービス計画を作ります。

サービスを利用する

（㉖ページ参照）

ケアプラン（介護［介護予防］サービス計画）に基づいてサービスを利用します。利用に際しては、原則として費用の１割～３割が自己負担となります。

更　新

要介護認定には、有効期間があります。サービスの利用を継続したい場合は、有効期間が終了する前に、更新または変更の申請が必要です。

●介護の必要の程度に変化がない場合
→**更新の申請をします**

●介護の必要の程度に変化があった場合
→**認定の変更を申請します**

❶要介護認定の申請

介護が必要になったら、まず「申請」をします

介護サービスを利用するためには、**「要介護認定」**の申請が必要です。まずは市区町村の介護保険担当窓口で申請の手続きをしてください。本人または家族が申請する以外に、**成年後見人、地域包括支援センター※や居宅介護支援事業者、介護保険施設**などに代行してもらうこともできます。

※地域包括支援センターについては34ページを参照ください。

申請に必要なもの

- □要介護・要支援認定申請書（担当窓口にあります）
- □介護保険被保険者証
- □健康保険被保険者証
  ※第2号被保険者の場合必要となります。
- □マイナンバーと本人確認できるもの

Q 申請後、認定結果が通知されるまでの間でも介護サービスを利用できますか？

A はい。申請後、認定結果が通知されるまでの間でも、「暫定ケアプラン」を作成して届けを出すことで、原則1割～３割の利用者負担で介護サービスを利用できます。ただし、認定の結果「非該当（自立）」となった場合は、全額自己負担となります。

用語解説

【居宅介護支援事業者】

都道府県の登録を受けたケアマネジャー（介護支援専門員）がいる機関・団体です。利用者のみなさんとサービス事業者との連絡・調整などを行い、要介護認定申請の代行や介護サービス計画の作成を依頼するときの窓口となります。

【ケアマネジャー】

みなさんが介護サービスを利用する際、心身の状態に合った「適切なサービス」を利用するための介護サービス計画（ケアプラン）を作成する「幅広い介護の知識を持った専門家」です。サービス事業者への連絡・手配のほか、介護を必要とする本人や家族の相談に応じたり、アドバイスもしてくれます。

❷訪問調査と審査・判定

介護の必要度を調査し、審査・判定します

訪問調査（一次判定）

市区町村の職員や市区町村から委託された事業所の調査員（ケアマネジャー）がご自宅を訪問し、本人や家族から、心身の状況について「聞き取り調査」を行います。全国共通の調査票を用いて、概況調査、基本調査、特記事項の記入により行われます。

調査票の結果はコンピュータで処理され、「どれくらいの介護サービスが必要か」の指標となる「要介護状態区分」が示されます。

基本調査項目

□麻痺（まひ）等	□片足での立位	□排尿・排便	□金銭の管理
□拘縮（関節の動く範囲の制限）	□洗身・つめ切り	□口腔清潔・洗顔・整髪	□日常の意思決定
□寝返り	□視力	□衣服着脱	□集団への不適応
□起き上がり	□聴力	□外出頻度	□買い物
□座位保持	□移乗（いす等へ乗り移り）	□意思の伝達	□簡単な調理
□両足での立位保持	□移動	□記憶・理解	□過去14日間に受けた医療
□歩行	□えん下（食物の飲み込み）	□精神・行動障害	□日常生活自立度
□立ち上がり	□食事摂取	□薬の内服	

審査・判定（二次判定）

コンピュータ判定の結果と、訪問調査による特記事項や主治医の意見書をもとに、**「介護認定審査会」**で審査を行い、「どのくらいの介護が必要か（要介護状態区分）」を判定します。

コンピュータ判定（一次判定）
公平な判定を行うため、訪問調査の結果をコンピュータ処理します。

特記事項
「訪問調査票では盛り込めない事項など」について、訪問調査員が記入します。

主治医の意見書
心身の状況について主治医が意見書を作成します。

↓

介護認定審査会が判定（二次判定）

非該当（自立）｜要支援1・2｜要介護1～5

❸認定結果の通知

必要な介護の度合いが認定され、市区町村から通知されます

介護認定審査会の審査結果に基づき、介護保険の対象とならない**「非該当（自立）」**、介護予防が必要な**「要支援1・2」**、介護が必要な**「要介護1～5」**の区分に分けて認定が行われ、要介護状態区分や認定の有効期間などが記載された**認定結果通知書**と**介護保険証**、**介護保険負担割合証**が届きます。

要介護状態区分	受けられるサービス	サービスの内容	参　照
要支援1 要支援2	介護保険の介護予防サービス（予防給付）	要介護状態が軽く、心身機能が改善する可能性が高い方などに提供するサービスです。	手続きは 12ページへ サービスは 14ページへ
要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5	介護保険の介護サービス（介護給付）	介護の必要性が高い方を対象に、住みなれたまちや家で自立した生活が送れるよう支援するため、状態の改善・悪化防止を目的に提供するサービスです。	手続きは 12ページへ サービスは 14ページへ
非該当（自立）	市区町村が行う介護予防事業（地域支援事業）	介護（介護予防）保険の対象者にはなりませんが、生活機能の低下している方や、将来的に介護が必要となる可能性が高い方が市区町村の事業を受けられます。	手続きは 12ページへ サービスは 22～25ページへ

要支援・要介護の状態のめやす

介護の必要性の度合いによって「要介護状態区分」が決まり、受けられるサービスも異なります。介護区分における心身の状態の大まかなめやすは、下記のようになります。

区　分	状態の大まかなめやす
要支援 1	食事や排せつなど日常生活に支障はないものの、家事や薬の管理など、生活の一部に支援が必要な状態。
要支援 2	日常生活の能力が「要支援1」よりやや低下しているが、介護サービスを適応に利用すれば、心身の機能が回復する状態。
要介護 1	①疾病や外傷等により心身の状態が安定していない状態。または ②日常生活能力や理解力が低下して、部分的な介護が必要な状態。
要介護 2	歩行や起き上がりなどに介助が必要な場合が多く、食事や着替えは自分でできるが排せつには手助けが必要。認知症がある場合は、理解力の低下が表面化する状態。
要介護 3	歩行や起き上がりが自分ではできず、食事や排せつなどの日常生活の大半に介助が必要な状態。認知症では理解力の低下や、問題行動が現れるケースもある。
要介護 4	食事や排せつなどの日常生活に、全面的な介助が必要で、介護なしには日常生活を営むのが困難な状態。認知症では、理解力の低下が顕著になる。
要介護 5	寝たきりの状態で寝返りもできず、日常生活すべてに全面的な介助が必要な状態。心身の機能が低下し、読解力や理解力に問題が生じ、意思の伝達も困難となる。

※有効期間内に心身の状態が変化したときには、市区町村の介護保険担当窓口に区分の変更を申請することができます。

ケアプラン作成からサービス利用まで

介護保険のサービスは、ケアプランに基づいて行われます。ケアプランは、利用者の希望をもとに「いつ」「どんなサービスを」「どれくらい」受けるかを決める介護サービス計画のことで、ケアマネジャー（8ページ参照）がその手助けをします。

用語解説

【地域包括支援センター】

介護予防に関する業務を担っている市区町村に設けられた施設です。主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等の専門家が在籍しており、介護に関する相談だけではなく、虐待防止や消費者トラブルなど、高齢者が抱えるさまざまな問題の相談も行っています。

要介護1～5の方

在宅でサービスを利用する場合

●居宅介護支援事業者にケアプランの作成を依頼

居宅介護支援事業者が決まったら、市区町村の窓口で「ケアプラン作成依頼書」を提出します。

●ケアプランの作成

ケアマネジャーが連絡・調整して、利用者や家族とサービス提供事業者が原案について検討します。

利用者の同意を得て、サービスの種類や回数を決定します。

●サービス事業者と契約

実際にサービスを提供してくれる事業者と契約を行います。

在宅サービスの利用を開始

（14～21ページ参照）

ケアプランに基づいたサービスを受けます。

施設への入所を希望する場合

●介護保険施設への申込み

入所前に見学をしたり体験入所をして利用する施設を選び、直接施設に申し込みます。

●ケアプランの作成

入所した施設で、ケアマネジャーと相談して、ケアプランを作成します。利用者の同意を得て、サービス内容を決定します。

施設サービスの利用開始

（19～21ページ参照）

ケアプランに基づいたサービスを受けます。

＊基本チェックリストとは

基本チェックリストとは、要介護状態になるおそれがないかを調べるための25の質問項目です。介護予防・生活支援サービス事業のみ利用する場合は、基本チェックリストだけで、利用の可否を判定することができます。

要支援1・2の方

●地域包括支援センターに連絡

地域包括支援センターに連絡をして、介護予防サービスを利用したいことを伝えます。

●サービス担当者による課題分析（アセスメント）

地域包括支援センター職員が本人や家族と話をして、利用者の心身の状態や環境、生活歴などを把握し、必要な介護予防案を考えます。

●ケアプランの作成

介護予防プランを作成して、サービスの種類や回数を決定します。

介護予防サービスの利用

（14～20ページ参照）

ケアプランにそって介護予防サービスまたは、介護予防・生活支援サービスを受けます。

非該当の方

●地域包括支援センターに連絡

「基本チェックリスト」＊を実施して、生活機能の低下を調べます。

生活機能の低下が見られる方

●ケアプランの作成

生活機能低下の原因を分析して、ケアプランを作成します。

生活機能低下が見られない方

介護予防・日常生活支援総合事業を利用

（22～25ページ参照）

■介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業を利用します。

■一般介護予防事業

一般介護予防事業を利用します。体操教室や講習会など、介護予防活動の支援を行っています。

利用できるサービス

介護サービス、介護予防サービスが利用できます

介護保険のサービスでは、要介護1～5の方は介護サービスが、要支援1・2の方は介護予防サービスが、それぞれ利用できます。心身の状態などに合ったサービスを選んで有効に活用してください。

在宅サービス

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

通所して利用する

要介護1～5の方

通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターや特別養護老人ホームなど通所介護施設に通い、他の利用者と一緒に食事、入浴などの日常生活上の支援やレクリエーションなどが受けられます。

受けられるサービスの内容

- 施設への送迎
- 日常生活動作の訓練
- レクリエーションなどの交流活動
- 健康状態の確認

●サービス費用のめやす

通常規模の事業所の場合
（5時間以上6時間未満）

※送迎を含む　　（　）内は利用者負担

要介護1～要介護5	5,700円（570円）～9,840円（984円）

要介護1～5の方

通所リハビリテーション（デイケア）

老人保健施設や医療機関等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを日帰りで行います。

●サービス費用のめやす

（所要時間4時間以上5時間未満）

※送迎を含む　　（　）内は利用者負担

要介護1～要介護5	5,530円（553円）～9,570円（957円）

要支援1・2の方

介護予防通所リハビリテーション（デイケア）

老人保健施設や医療機関等で、共通的サービスとして日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）を提供します。

●サービス費用のめやす

（1か月につき）　　（　）内は利用者負担

要支援1・2	22,680円（2,268円）～42,280円（4,228円）

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

訪問を受けて利用する

要介護1～5の方

訪問介護（ホームヘルプ）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事、入浴、排泄等の身体介護や調理、掃除などの生活援助を行います。通院などを目的とした乗降介助（介護タクシー）も利用できます。

受けられるサービスの内容

- 食事・排泄の介助
- 洗顔や歯みがき、入浴の介助
- 体位の変換、就寝や起床の介助
- 移動の介助、通院や外出の付き添い
- 掃除・洗濯・衣類の整理
- 食事の用意や片付け
- 薬の受け取り
- 日用品の買物、ゴミ出し

●サービス費用のめやす　（　）内は利用者負担

身体介護（20分以上30分未満）	2,440円（244円）
生活援助（20分以上45分未満）	1,790円（179円）

※早朝・夜間は25％加算、深夜は50％加算となります。

乗車・降車等介助（1回）	970円（97円）

※移送にかかる費用は別途負担となります。

以下のサービスは介護保険の対象とはなりません！

×本人以外の家族のための家事　×草むしりや花木の手入れ　×ペットの世話　×洗車
×大掃除や家屋の修理など日常的な家事の範囲を超えるもの など

要介護1～5の方

訪問入浴介護

看護師、介護士が訪問し、入浴設備や簡易浴槽を備えた移動入浴車による入浴介助を行います。

●サービス費用のめやす　（　）内は利用者負担

全身入浴	12,660円（1,266円）

要支援1・2の方

介護予防訪問入浴介護

居宅に浴室がない場合や、感染症などの理由からその他の施設における浴室の利用が困難な場合などに限定して、訪問による入浴介護が提供されます。

●サービス費用のめやす　（　）内は利用者負担

全身入浴	8,560円（856円）

要介護1～5の方

訪問看護

疾患等を抱えている方について、訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが居宅を訪問し、主治医と連絡をとりながら療養上の世話や診療の補助を行います。

●サービス費用のめやす　（　）内は利用者負担

訪問看護ステーションから（20分未満）	3,140円（314円）
病院または診療所から（20分未満）	2,660円（266円）

要支援1・2の方

介護予防訪問看護

看護師が居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の世話や診療の補助を行います。

●サービス費用のめやす　（　）内は利用者負担

訪問看護ステーションから（20分未満）	3,030円（303円）
病院または診療所から（20分未満）	2,560円（256円）

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

訪問を受けて利用する

要介護1～5の方
訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させるために、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが、訪問によるリハビリテーションを行います。

●サービス費用のめやす　（　）内は利用者負担

■１回につき	3,080円（308円）

要支援1・2の方
介護予防訪問リハビリテーション

居宅での生活行為を向上させる訓練が必要な場合に、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士などが訪問し、短期集中的なリハビリテーションを行います。

●サービス費用のめやす　（　）内は利用者負担

■１回につき	2,980円（298円）

要介護1～5の方
居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問して、療養上の管理や指導を行います。

●サービス費用のめやす
単一建物居住者１人に対して行う場合　（　）内は利用者負担

■医師による指導（1か月に２回まで）	5,150円（515円）

要支援1・2の方
介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などが居宅を訪問し、介護予防を目的とした療養上の管理や指導を行います。

●サービス費用のめやす
単一建物居住者１人に対して行う場合　（　）内は利用者負担

■医師による指導（1か月に２回まで）	5,150円（515円）

※医療機関の薬剤師が行う場合は月２回まで、薬局の薬剤師、歯科衛生士等が行う場合は月４回までとなります。
※医師や歯科医師による訪問診療や投薬、検査、処置などは医療保険の対象となります。

在宅での暮らしを支える

要介護1～5の方
福祉用具貸与

日常生活の自立を助ける用具や機能訓練に用いるための福祉用具を貸し出します。

要支援1・2の方
介護予防福祉用具貸与

福祉用具のうち介護予防に役立つものについて貸与を行います。

※事業者ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されます。

福祉用具は正しく利用して初めて効果が得られます。
効用と弊害をきちんと理解して、効果を十分に得られる使い方を心がけましょう。

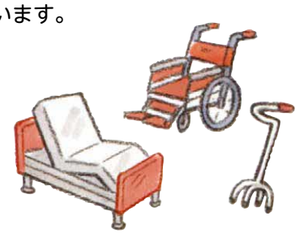

●サービス費用のめやす
用具の種類によりレンタル費用の1割～3割が利用者負担となります。

《対象となる用具》
●車いす　●車いす付属品（クッション、電動補助装置など）　●特殊寝台
●特殊寝台付属品（サイドレール、マットなど）　●床ずれ防止用具（エアマットなど）
●体位変換器　◎手すり（据え置き型など工事をともなわないもの）
◎スロープ（工事をともなわないもの）　◎歩行器　◎歩行補助つえ　●認知症老人徘徊感知機器
●移動用リフト（住宅の改修が不要なもの、つり具を除く）●自動排泄処理装置（要介護 4･5 の方が対象）
※要介護1、要支援1・2の方は、原則として◎の用具のみレンタルできます。

★令和６年４月から、福祉用具の適時・適切な利用、安全を確保する観点から、利用者の意思決定に基づき、下記の福祉用具について、貸与と販売の選択ができるようになりました。
●固定用スロープ　●歩行器（歩行車を除く）　●単点杖（松葉杖を除く）　●多点杖

在宅での暮らしを支える

要介護1～5の方
特定福祉用具販売

入浴や排泄など、貸与になじまない福祉用具の購入費を支給します。要介護状態区分によらず、年度 10 万円を上限に、福祉用具の購入費を支給します。

要支援1・2の方
特定介護予防福祉用具販売

介護予防に資する入浴や排泄などに使用する福祉用具を販売します。

※「福祉用具販売業者に対する指定制度」が導入されています。
（指定業者から購入しないと介護保険の対象になりません）
※事業者ごとに「福祉用具専門相談員」が配置されます。

福祉用具は正しく利用して初めて効果が得られます。
効用と弊害をきちんと理解して、効果を十分に得られる使い方を心がけましょう。

●サービス費用のめやす
用具の種類により購入費の１割～３割が利用者負担となります。ただし、いったん利用者が全額を負担したのち、領収書・パンフレットの写しを添えて介護保険担当窓口に申請することで、10万円の限度額内で保険給付分（費用７割～９割）が、あとから支給されます。

《対象となる用具》
●腰掛け便座　●特殊尿器　●入浴補助用具　●簡易浴槽　●移動用リフトのつり具
●排泄予測支援機器

要介護1～5の方
住宅改修費の支給

要支援1・2の方
介護予防住宅改修費の支給

手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修を行った場合、上限を20万円として費用を支給します。

介護保険で住宅改修するときの注意点
・必ず事前にケアマネジャーなどに相談し、市区町村へ提出する書類をそろえましょう。（事前申請制度）
・信頼できる工事業者を選びましょう。（業者を登録制とする市区町村もあります）
※申請の際は、「介護保険居宅介護（支援）住宅改修費支給申請書」「住宅改修が必要である理由書（ケアマネジャーに作成を依頼）」「領収書」「工事費の内訳書」「完成後の状態を確認できる書類（施工前・後の日付入り写真）」「平面図」などが必要となります。

●サービス費用のめやす
要介護状態区分にかかわらず、現住居につき限度額は 20 万円となり、その１割～３割を利用者が負担します。いったん改修費用の全額を利用者が負担し、介護保険担当窓口に申請することで、保険給付分があとから支給されます。

①手すりの取り付け
②段差の解消
③滑りの防止、移動の円滑化のための床材の変更
④引き戸などへの扉の取り替え
⑤洋式便器などへの便器の取り替えなどの小規模な改修

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

短期間入所する

要介護1～5の方

短期入所生活介護
短期入所療養介護
（ショートステイ）

老人保健施設や医療機関等で、食事・入浴などの日常生活上の支援や、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションを行います。
※日常生活上の介護を受ける「生活介護」と、医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」の2種類があります。

●サービス費用のめやす

介護老人福祉施設（併設型・従来型個室）の場合
（1 日につき）　（　）内は利用者負担

■要介護 1 ～要介護 5
6,030 円（603 円）～ 8,840 円（884 円）

介護老人保健施設（従来型個室）の場合
（1 日につき）　（　）内は利用者負担

■要介護 1 ～要介護 5
7,530 円（753 円）～ 9,710 円（971 円）

要支援1・2の方

介護予防
短期入所生活介護
短期入所療養介護
（ショートステイ）

老人保健施設や医療機関等で、共通的サービスとして日常生活上の支援やリハビリテーションを行うほか、その方の目標に合わせた選択的なサービス（運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上）を提供します。

●サービス費用のめやす

介護老人福祉施設（併設型・多床室）の場合
（1 日につき）　（　）内は利用者負担

■要支援 1・2
4,510 円（451 円）～ 5,610 円（561 円）

介護老人保健施設（多床室）の場合
（1 日につき）　（　）内は利用者負担

■要支援 1・2
6,130 円（613 円）～ 7,740 円（774 円）

在宅に近い暮らしをする

要介護1～5の方

特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居中の高齢者が、要支援・要介護状態になったときは、日常生活上で必要な介護や機能訓練などが介護保険で受けられます。

●サービス費用のめやす

（1 日につき）　（　）内は利用者負担

■要介護 1 ～要介護 5
5,420 円（542 円）～ 8,130 円（813 円）

要支援1・2の方

介護予防
特定施設入居者生活介護

有料老人ホーム等に入居している高齢者が、介護予防を目的とした日常生活上の支援や介護を受けられます。

●サービス費用のめやす

（1 日につき）　（　）内は利用者負担

■要支援 1・2
1,830 円（183 円）～ 3,130 円（313 円）

「共生型サービス」とは?

これまでは、障害福祉サービスを受けていた方が介護保険の対象になると、サービスを受ける事業所も変更する必要が多かったのですが、平成30年4月から「共生型サービス」と位置づけられ、同一事業所で、障害者と介護保険対象者がサービスを受けやすくなる特例が設けられました。

施設サービス

施設に入所する（施設サービス）

要介護3～5の方

※生活全般での介護が必要な方

介護老人福祉施設
（特別養護老人ホーム）

常時介護が必要で、在宅での介護が困難な方のための施設です。食事、入浴、排泄などの日常生活介護や療養上の世話が受けられます。

●サービス費用のめやす

多床室の場合
（1 日につき）　（　）内は利用者負担

■要介護 3 ～要介護 5
7,320 円（732 円）～ 8,710 円（871 円）

要介護1～5の方

※在宅復帰をめざしてリハビリを受けたい方

介護老人保健施設
（老人保健施設）

病状の安定している方に、医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を提供し、家庭への復帰を支援するための施設です。

●サービス費用のめやす

多床室の場合
（1 日につき）　（　）内は利用者負担

■要介護 1 ～要介護 5
7,930 円（793 円）～ 10,120 円（1,012 円）

※長期的な療養と介護を一緒に受けたい方

介護医療院

慢性期の医療と介護の両方のニーズに対応するために、新たに創設された施設です。看取り介護やターミナルケアなどにも対応します。

●サービス費用のめやす

多床室の場合
（1 日につき）　（　）内は利用者負担

■要介護 1 ～要介護 5
8,330 円（833 円）～ 13,750 円（1,375 円）

地域密着型サービス

（原則、他市区町村のサービスは利用できません。）

高齢者の方が住みなれた場所での生活を続けるために、身近な地域ごとに拠点をつくり、支援していくサービスです。

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

要介護1～5の方

小規模多機能型居宅介護

通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問系・宿泊系のサービスを組み合わせ、多機能なサービスを提供する小規模な拠点です。

●サービス費用のめやす

同一建物居住者以外に対して行う場合

（1 か月につき）　（　）内は利用者負担

■要介護 1 ～要介護 5
104,580 円（10,458 円）～ 272,090 円（27,209 円）

要支援1・2の方

介護予防小規模多機能型居宅介護

●サービス費用のめやす

同一建物居住者以外に対して行う場合

（1 か月につき）　（　）内は利用者負担

■要支援 1・2
34,500 円（3,450 円）～ 69,720 円（6,972 円）

要介護1～5の方

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症高齢者がスタッフの介護を受けながら共同生活する住宅です。

●サービス費用のめやす

（1 日につき）　（　）内は利用者負担

■要介護 1 ～要介護 5
7,650 円（765 円）～ 8,590 円（859 円）

要支援2の方　※要支援 1 の方は利用できません。

介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

●サービス費用のめやす

（1 日につき）　（　）内は利用者負担

■要支援 2
7,610 円（761 円）

要介護1～5の方

認知症対応型通所介護

認知症の方を対象に、専門的なケアを提供する通所介護です。

●サービス費用のめやす

（5時間以上 6 時間未満）認知症対応型グループホーム等の共用スペースを利用する場合

（　）内は利用者負担

■要介護 1 ～要介護 5
4,450 円（445 円）～ 5,100 円（510 円）

要支援1・2の方

介護予防認知症対応型通所介護

●サービス費用のめやす

（5 時間以上 6 時間未満）

（　）内は利用者負担

■要支援 1・2
4,130 円（413 円）～ 4,360 円（436 円）

※サービス費用のめやすは自己負担1割で計算しています。

要介護1～5の方

定期巡回・随時対応型訪問介護看護（定期巡回・随時対応サービス）

訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回型訪問と、必要に応じて 24 時間随時対応を行うサービスです。

●サービス費用のめやす

訪問介護・訪問看護を利用する場合

（1 か月につき）　（　）内は利用者負担

■要介護 1 ～要介護 5
79,460 円（7,946 円）～ 282,980 円（28,298 円）

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

小規模多機能型居宅介護のサービスに加えて、必要に応じて訪問看護の複数のサービスも提供されます。サービス間の調整が行いやすくなり、柔軟にサービスが利用できるようになります。

●サービス費用のめやす

同一建物居住者以外に対して行う場合

（1 か月につき）　（　）内は利用者負担

■要介護 1 ～要介護 5
124,470 円（12,447 円）～ 314,080 円（31,408 円）

地域密着型特定施設入居者生活介護

入所定員30人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居する方のための介護サービスです。

●サービス費用のめやす

（1日につき）　（　）内は利用者負担

■要介護 1 ～要介護 5
5,460 円（546 円）～ 8,200 円（820 円）

夜間対応型訪問介護

24時間安心して在宅生活が送れるよう、巡回や通報システムによる夜間専用の訪問介護を整備します。

●サービス費用のめやす

オペレーションセンターを設置している場合

（　）内は利用者負担

■基本夜間対応型訪問介護
1 か月につき 9,890 円（989 円）

■定期巡回サービス
1 回 3,720 円（372 円）

■随時訪問サービス
1 回 5,670 円（567 円）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

入所定員 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する方のための介護サービスです。

※新規入所は原則要介護 3 以上となります。

●サービス費用のめやす

（多床室）

（1日につき）　（　）内は利用者負担

■要介護 1 ～要介護 5
6,000 円（600 円）～ 8,870 円（887 円）

地域密着型通所介護

入所定員 18 人以下の小規模なデイサービスセンター等で、入浴や排せつなどの日常生活上の支援や機能訓練が受けられます。

●サービス費用のめやす

（5時間以上 6 時間未満）　（　）内は利用者負担

■要介護 1 ～要介護 5
6,570 円（657 円）～ 11,340 円（1,134 円）

◈介護サービスの苦情・相談があるときは…

介護（介護予防）サービスを利用していて、困ったことや相談したいことがあったら、早めに事業者に話して解決するようにしましょう。介護保険の介護サービスを利用する方は、利用する居宅介護支援事業者のケアマネジャーに、介護予防サービスを利用する方は、地域包括支援センターの保健師等に相談してみましょう。

●それでも改善されない場合には

市区町村の介護保険担当窓口へご相談ください。また、都道府県単位で設置されている国民健康保険団体連合会へ申し立てることもできます。

介護予防・日常生活支援総合　事業（総合事業）

「介護予防・生活支援サービス事業」（23 ページ）と「一般介護予防事業」（24 ページ）を合わせて「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下「総合事業」と表記）と呼びます。

総合事業は、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を送れるよう、地域社会全体で介護予防を支援する取り組みです。従来の介護事業者が行うサービスに加え、地域住民など多様な担い手により、介護予防をはじめとしたサービスを総合的に提供します。また高齢者自身が支援の担い手となり社会参加することで、活力ある地域生活の実現を目指しています。

介護予防・生活支援サービス事業

介護予防・生活支援サービス事業は、利用者のニーズにこたえられるよう、生活支援を中心としたサービスを提供します。

ニーズにあった様々なサービスを提供するために既存の事業者だけでなく、住民によるボランティアやNPO、民間企業などの参加が必要とされています。

対象者
- 要支援1・2の方
- 基本チェックリストにより介護予防・生活支援サービス事業対象者となった方

費　用　サービスの内容に応じて、町が単価や利用者負担を設定します。

サービスの種類		内　容
訪問型サービス	訪問介護相当サービス	町の指定した事業所の訪問介護員（有資格者に限る）が、家事援助と身体介護を伴うサービスを行います。
通所型サービス	通所介護相当サービス	町の指定した事業所が、レクリエーションや機能訓練、入浴などを行います。提供時間が2時間以上3時間未満の短時間サービスもあります。
	通所型サービスC	町が委託した介護保険事業所が、3か月から6か月と短期間に集中的に運動器機能向上教室、運動器および認知機能向上教室を行うことで、低下した機能の向上を図り、教室終了後地域での生活や活動に戻ることを目的として行うサービスです。
介護予防ケアマネジメント		総合事業によるサービスが適切に提供できるよう、ケアプランの作成を行います。

基本チェックリストについて

基本チェックリストは、生活機能が低下している者を早期に把握し、介護予防事業に参加してもらうことや、要介護認定なしに必要なサービスを利用できるように、本人の状況を確認するためのツールとして用います。

基本チェックリスト（一部）
- □バスや電車で1人で外出していますか？
- □転倒に対する不安は大きいですか？
- □週に1回以上は外出していますか？
- □今日が何月何日かわからない時がありますか？
- ⋮

一般介護予防事業

各種事業に参加する方を増やすとともに、通いの場が増えていくような地域づくりを進めます。

対象者 65歳以上（第1号被保険者）のすべての方、およびその支援のための活動に関わる方。

サービスの種類	内　容
介護予防把握事業	運動機能・口腔機能・認知機能の低下などがある方を把握して、介護予防活動へつなげます。
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及や啓発を行います。
地域介護予防活動支援事業	高齢者の誰もが参加することのできる体操教室や通いの場など地域住民による介護予防活動の育成や支援を行います。 **●住民交流通いの場事業** 住民交流通いの場は、高齢者の方等がお住まいの地域でいきいきと暮らせるように、地域住民が運営・活動しているサロンやコミュニティカフェなどの気軽に集える場所です。『通いの場』では、おしゃべり、体操、レクリエーション、認知症予防等の介護予防活動が行われています。

その他の地域支援事業

●在宅医療・介護連携推進事業

利根町は、住み慣れた家で最後まで自分らしく生きていけるよう、行政（利根町・取手市・守谷市）と取手市医師会が連携し、在宅医療と介護の連携の仕組みづくりをしています。

医師・看護師・歯科医師・リハビリテーション専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）・医療ソーシャルワーカー・歯科衛生士・ホームヘルパー・ケアマネジャー・薬剤師などが協力し合って、患者さんやご家族の在宅医療を支えています。

●認知症対策等総合支援事業

早期診断や対応、認知症に関する正しい知識と理解に基づく本人や家族への支援を行うことで、住みなれた地域で暮らし続ける地域づくりを進めています。

- 認知症初期集中支援チームの設置（包括支援センター）
- 認知症地域支援推進員の配置（包括支援センター・保健福祉センター・響・もえぎ野）
- 認知症サポーターの養成
- 認知症カフェの開催推進

●生活支援体制整備事業

地域住民が主体となった生活支援・介護予防サービスの充実が図れるよう、地域の互助を高め、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めています。

生活支援体制整備に向けた調整役である生活支援コーディネーターの配置や地域で高齢者を支援する関係者のネットワークづくりを目的とした、定期的な情報共有・連携強化の場として「協議体」を設置し、高齢者の生活支援体制の充実・強化を図っています。

●地域ケア会議推進事業

高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を進め、地域包括ケアシステムの実現に向けて実施しています。

個別ケースの課題分析を積み重ねることにより、地域に共通した課題を明確化し、地域課題の解決に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげることを目的としています。

●家族介護支援事業

介護を行う家族に対し、介護負担の軽減を目的に介護者同士の交流会「介護者のつどい」や介護知識や技術に関する講演会・教室を開催しています。また、社会福祉協議会の実施する「介護者リフレッシュ事業」（41ページ参照）と共催で日帰り旅行や食事会なども開催しています。

利用できるサービス
地域支援事業

利用者負担について

ケアプランに基づいてサービスを利用するとき、みなさんがサービス事業者に支払うのは、**かかった費用の１割～３割**です。また、利用するサービスによっては、別に食費・居住費や日常生活費などが必要となる場合や、介護保険の対象とならないサービス費用もあります。

負担割合の判定方法

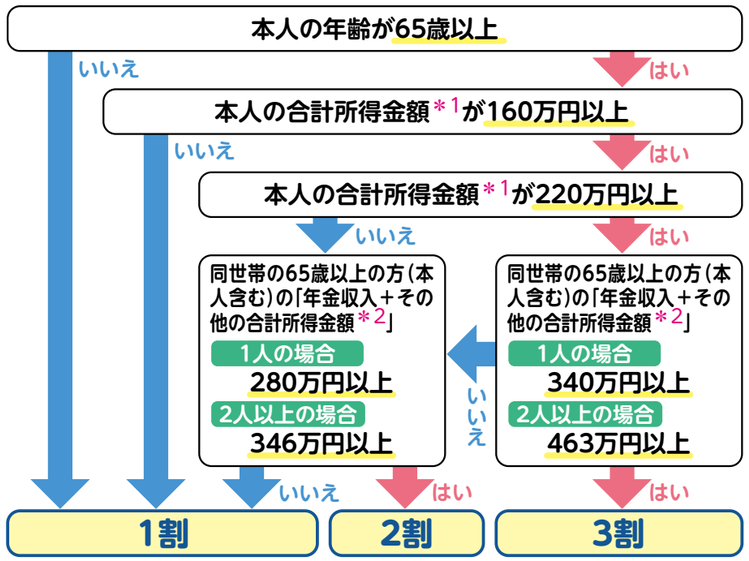

＊1　合計所得金額
収入金額から公的年金等控除、給与所得控除、必要経費を控除した金額で、かつ基礎控除、人的控除の所得控除をする前の金額
土地売却等にかかる特別控除がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得および短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した金額

＊2　その他の合計所得金額
上記の合計所得金額から年金の雑所得を除いた所得金額

在宅サービスの費用

介護保険の在宅サービスなどを利用する際には、要介護状態区分別に、保険から給付されるサービス費用のひと月あたりの上限額（支給限度額）が決められています。上限の範囲内でサービスを利用する際の利用者負担は１割～3割ですが、上限を超えてサービスを利用した場合、超えた分は全額利用者の負担となります。

《おもな在宅サービスの支給限度額（1 か月）》

要介護状態区分	支給限度額
要支援 1	50,320 円
要支援 2	105,310 円
要介護 1	167,650 円
要介護 2	197,050 円
要介護 3	270,480 円
要介護 4	309,380 円
要介護 5	362,170 円

▼上限の範囲内で利用したとき

▼上限を超えて利用したとき

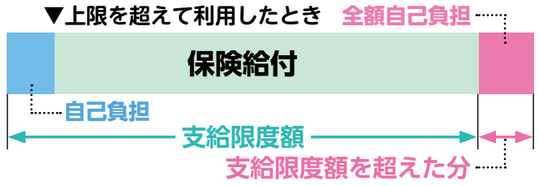

左記の支給限度額に含まれないサービス

◆特定福祉用具販売　◆住宅改修費　◆居宅療養管理指導
◆特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型、短期利用を除く）
◆認知症対応型共同生活介護（短期利用を除く）
◆地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用を除く）
◆地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※介護予防サービスについても同様です

施設サービスの費用

介護保険施設に入所した場合、①**サービス費用の１割～３割**、②**食費**、③**居住費**、④**日常生活費**が、利用者の負担となります。

食　費 ＝ 食材料費 ＋ 調理コストに相当する費用　※栄養管理は保険給付対象

居住費 ＝ 施設の利用代（減価償却費） ＋ 電気、ガス、水道等の光熱水費に相当する費用

※食費・居住費の利用者負担は施設と利用者の契約により決まります。

《対象施設およびサービス》

●介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）の食費と居住費
●ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護）の食費と居住費

《基準費用額（1 日あたり）》

※基準費用額とは施設における食費・居住費の平均的な費用を勘案して厚生労働大臣が決める額です。

施設の種類	居住費				食　費
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
介護老人福祉施設 短期入所生活介護	2,006 円	1,668 円	1,171 円	855 円	1,445 円
介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	2,006 円	1,668 円	1,668 円	377 円	1,445 円

★令和6年8月から、基準費用額が下記のとおり引き上げられます。

介護老人福祉施設 短期入所生活介護	2,066 円	1,728 円	1,231 円	915 円	1,445 円
介護老人保健施設 介護医療院 短期入所療養介護	2,066 円	1,728 円	1,728 円	437 円 ［室料を徴収する場合 697円］＊ ［室料を徴収しない場合 437円］	1,445 円

＊令和７年８月から多床室の基準費用額は［　　］内のとおりとなります。

用語解説▶居室の種類

●**ユニット型個室** …… リビングルーム（共同生活室）がある個室
●**ユニット型個室的多床室** … 間仕切りで個室化したユニット型の居室
●**従来型個室** …… 共同生活室のない個室
●**多床室** …… 一つの部屋に多人数が入所する居室

●利用者負担の軽減について

■所得の低い方は利用者負担軽減制度があります

《負担限度額認定》

申請が必要です！

所得の低い方は、介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）やショートステイを利用するときの食費・居住費について、申請して認定を受けることで、下の表の限度額までの負担となります（負担限度額認定）。ただし、一定以上の預貯金などの資産がある場合、対象外となります。

申請に必要なもの
- ●申請書、同意書（市区町村の介護保険担当窓口にあります）
- ●本人、配偶者の預貯金などの金額を確認できるもの（下記「★預貯金などについて」欄参照）

《負担限度額（日額）》

利用者負担段階	居住費等の負担限度額				食費の負担限度額＊2
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室＊1	多床室	
第１段階	820円	490円	320円（490円）	0円	300円
第２段階	820円	490円	420円（490円）	370円	600円（390円）
第３段階①	1,310円	1,310円	820円（1,310円）	370円	1,000円（650円）
第３段階②	1,310円	1,310円	820円（1,310円）	370円	1,300円（1,360円）

★令和6年8月から、居住費の負担限度額が下記のとおり引き上げられます。

第１段階	880円	550円	380円（550円）	0円	300円
第２段階	880円	550円	480円（550円）	430円	600円（390円）
第３段階①	1,370円	1,370円	880円（1,370円）	430円	1,000円（650円）
第３段階②	1,370円	1,370円	880円（1,370円）	430円	1,300円（1,360円）

＊1 介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護（医療型ショートステイ）を利用した場合は（　）内の金額となります。
＊2 介護保険施設を利用した場合は、（　）内の金額になります。

《軽減の対象となる条件》

利用者負担段階	対象者	
	所得などの条件	預貯金などの条件
第１段階	●生活保護を受給している方 ●老齢福祉年金の受給者であって本人及び世帯全員が住民税非課税の方	単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下
第２段階	●本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円以下の方	単身で650万円以下、夫婦で1,650万円以下
第３段階①	●本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋年金収入額が80万円超120万円以下の方	単身で550万円以下、夫婦で1,550万円以下
第３段階②	●本人及び世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額＋年金収入額が120万円超の方	単身で500万円以下、夫婦で1,500万円以下

注１：配偶者は世帯分離しても含みます。
注２：年金収入は課税年金・非課税年金の収入の合計です。

★預貯金などについて	
預貯金などに含まれるもの	確認できるもの
預貯金（普通・定期）	記帳した通帳の写しなど
有価証券（株式、国債など）	証券会社や銀行の口座残高の写しなど
金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の銀行等の口座残高の写しなど
投資信託	銀行、証券会社などの口座残高の写しなど
タンス預金（現金）	自己申告（申請書に記載）
負債	借用証書など

生命保険、自動車、腕時計や宝石などの時価評価額が困難な貴金属、絵画、骨董品などは預貯金等に含みません。

《社会福祉法人等の行う負担軽減》

申請が必要です！

住民税非課税世帯で特に生計が困難な方が、社会福祉法人等が提供する介護保険サービスを利用する場合、あらかじめ申請して認定を受けることにより、利用者負担が軽減されることがあります。

条件、申請方法等の詳細は市区町村の介護保険担当窓口にお問い合わせください。

自己負担が高額になったとき

●1か月の自己負担が高額になったとき

同一月内に利用したサービスの「1割～3割の利用者負担の合計金額」が高額になり、一定額（上限額＝下表）を超えたときは、申請することで、超えた分が**「高額介護サービス費」**としてあとから支給されます。同じ世帯内に複数のサービス利用者がいる場合には、世帯の合計額となります。

※市区町村の介護保険担当窓口に「高額介護サービス費支給申請書」を提出してください。
※施設サービスでの食費・居住費・日常生活費など、介護保険給付対象外のサービスの利用者負担は対象とはなりません。

《自己負担の上限額（1か月）》

対象者	自己負担の上限額（世帯合計）
老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方等	15,000円
世帯全員が住民税非課税の方で、合計所得金額と課税年金収入額が80万円以下の方等	24,600円（個人の場合は15,000円）
世帯の全員が住民税非課税の方	24,600円
上記以外の一般世帯の方	44,400円
課税所得380万円未満の世帯の方	44,400円
課税所得380万円以上690万円未満の世帯の方	93,000円
課税所得690万円以上の世帯の方	140,100円

●介護保険と医療保険の自己負担が高額になったとき

同じ世帯内で、医療保険と介護保険の両方を利用しているケースは少なくありません。医療保険には「高額療養費」、介護保険には「高額介護サービス費」という費用負担の軽減制度がありますが、両者を合わせると負担が高額になってしまうケースも多いため、**「高額医療・高額介護合算制度」**が設けられています。

医療保険と介護保険の自己負担を合算して年間の限度額（下表）を超えた場合には、申請して認められると**「高額医療合算介護サービス費」**として、超えた額があとから支給されます。

《自己負担限度額（年額：8月～翌年7月）》

区分	70歳未満の方
年間所得901万円超	212万円
年間所得600万円超901万円以下	141万円
年間所得210万円超600万円以下	67万円
年間所得210万円以下	60万円
住民税非課税世帯	34万円

区分	70歳以上の方
課税所得690万円以上	212万円
課税所得380万円以上690万円未満	141万円
課税所得145万円以上380万円未満	67万円
課税所得145万円未満＊	56万円
住民税非課税世帯	31万円
住民税非課税世帯（所得が一定以下）	19万円

年間所得＝総所得金額等から基礎控除額を差し引いた額。　＊年間所得の合計額が210万円以下の場合も含む。

介護保険料について

みんなで制度を支え合う、大切な財源です

65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

市区町村の介護保険の運営にかかる費用の総額（利用者負担分を除く）のうち、第1号被保険者が負担する割合（介護保険給付費総額の23%）に応じて基準額が決まります。

決め方

基準額をもとに算出します。所得の低い方に負担がかかり過ぎないよう、所得に応じて保険料が決まります。保険料は3年ごとに見直されるようになっています。

$$\text{保険料基準額（年額）} = \frac{\text{市区町村の介護保険にかかる費用のうち第1号被保険者負担分}}{\text{市区町村の第1号被保険者数}}$$

納め方

原則として、保険料は年金から納めます（特別徴収）。年金の額により、納め方は2種類に分かれます。ちなみに、第1号被保険者として保険料を納めるのは、65歳になった月（65歳の誕生日の前日のある月）の分からとなります。

年金が年額18万円以上の方
（月額1万5,000円以上の方）

特別徴収で納めます

年金の定期払い（年6回）の際に、介護保険料があらかじめ差し引かれます。4・6・8月は前年度2月分と同じ保険料額を納めます（仮徴収）。10・12・2月は、前年の所得などをもとに算出された保険料から、仮徴収分を除いた額を振り分けて納めます。（本徴収）

※老齢福祉年金は対象となりません。

次の場合は普通徴収（納入通知書での支払い）となります

- ●年度の途中で65歳になったとき
- ●年度の途中で他の市区町村から転入したとき
- ●年度の途中で所得段階の区分が変更となったとき　など

年金が年額18万円未満の方
（月額1万5,000円未満の方）

普通徴収で納めます

送付される納入通知書に基づき、市区町村に個別に介護保険料を納めます。納入通知書の納期にしたがって納めます。**納め忘れのない口座振替が便利で確実です。**

以下をご持参の上、納入通知書に記載の金融機関の窓口でお申し込みください。

- ●納入通知書
- ●預（貯）金通帳
- ●通帳の届け出印

《あなたの介護保険料をチェックしてみましょう》

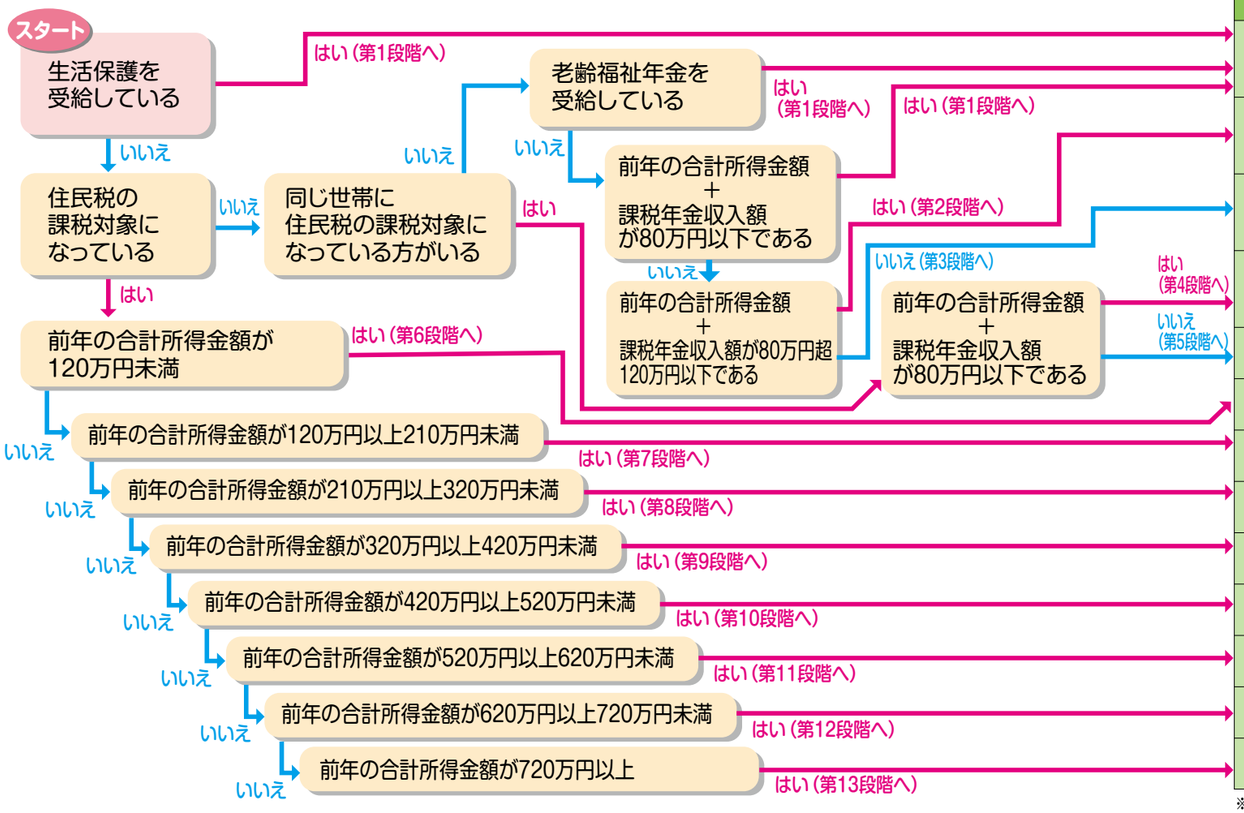

令和6年度から令和8年度までの利根町の介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	年間保険料
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が町民税非課税者で老齢福祉年金受給者、世帯全員が町民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の方	基準額×0.285 （基準額×0.455）	19,100円 （30,500円）
第2段階	世帯全員が町民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.485 （基準額×0.685）	32,500円 （46,000円）
第3段階	世帯全員が町民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間120万円を超える方	基準額×0.685 （基準額×0.69）	46,000円 （46,300円）
第4段階	世帯内に町民税課税者がおり、本人が町民税非課税者で課税年金収入と所得の合計金額が年間80万円以下の方	基準額×0.9	60,400円
第5段階	世帯内に町民税課税者がおり、本人が町民税非課税者で「第4段階」以外の方	基準額×1.0	67,200円
第6段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間120万円未満の方	基準額×1.2	80,600円
第7段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3	87,300円
第8段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5	100,800円
第9段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間320万円以上420万円未満の方	基準額×1.7	114,200円
第10段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間420万円以上520万円未満の方	基準額×1.9	127,600円
第11段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1	141,100円
第12段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間620万円以上720万円未満の方	基準額×2.3	154,500円
第13段階	本人が町民税課税者で合計所得金額が年間720万円以上の方	基準額×2.4	161,200円

※第1段階から第3段階は、低所得者向け保険料軽減措置適用後の保険料率及び保険料です。なお、（　　）内が保険料軽減措置適用前の保険料率及び保険料です。

40歳から64歳までの方（第2号被保険者）の保険料

加入している医療保険（国民健康保険や健康保険など）の保険料算定方法に基づいて決められ、医療保険の保険料と合わせて納めます。

❖国民健康保険に加入している方の場合

決め方 市区町村の国民健康保険税（料）の算定方法と同じく、世帯ごとに決まります。

介護保険料 ＝ **所得割**（第２号被保険者の所得に応じて計算） ＋ **均等割**（世帯の第２号被保険者の数に応じて計算） ＋ **平等割**（第２号被保険者の属する世帯で１世帯につきいくらと計算） ＋ **資産割**（第２号被保険者の資産に応じて計算）

※介護保険料と国民健康保険税（料）の賦課限度額は別々に決められます。
※保険料と同額の国庫からの負担があります。
※詳しい内容は国民健康保険担当窓口にご確認ください。

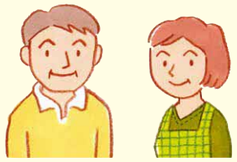

納め方 医療保険分と介護保険分を合わせて、国民健康保険税（料）として世帯主が納めます。

❖職場の医療保険に加入している方の場合

決め方 医療保険ごとに設定される介護保険料率と給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額）に応じて決まります。

介護保険料 ＝ 給与（標準報酬月額）および賞与（標準賞与額） × 介護保険料率

※原則として事業主が半分を負担し、半分を被保険者本人が負担します。

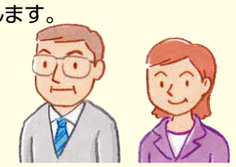

納め方 医療保険分と介護保険分を合わせて、給与および賞与から徴収（天引き）されます。

●介護保険の適用除外

40歳になり、介護保険の被保険者になると医療保険者（国保や健康保険組合など）によって資格が確認されるので、届け出をする必要はありません。ただし、下記の適用除外の条件に該当した場合や、該当しなくなった場合は届け出が必要になります。

- □ **国内に住所をもたない方**
- □ **在留資格または在留見込期間が３か月以下の外国人**
- □ **身体障害者養護施設など適用除外施設の入所者**

介護保険の財源

保険料は私たちのまちの介護保険を運営していく大切な財源です。下のグラフのように、40歳以上の方が納める保険料と、国や都道府県・市区町村の負担金、そして利用者負担からなっています。これらの貴重な財源は、みなさんが受ける介護サービスに対する保険給付費にあてられます。

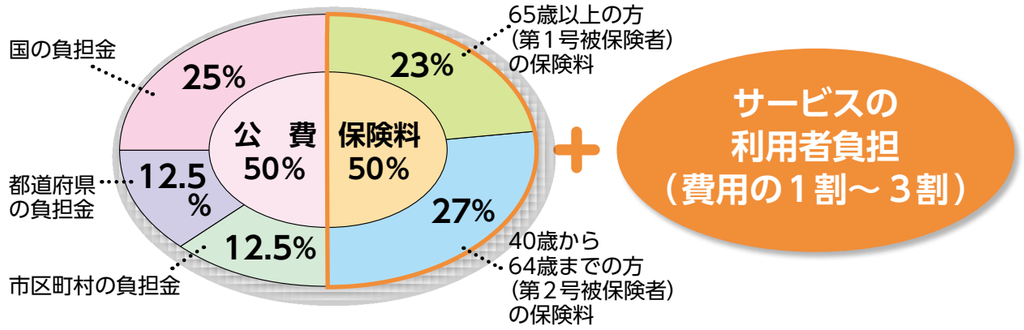

保険料を納めないでいると…

滞納していた期間に応じて次のような措置がとられます。

1年以上滞納すると…

費用の全額を利用者がいったん自己負担し、その後、利用者からの申請により保険給付分（費用の９割～７割）が支払われます。
［被保険者証に記載されます］

1年6か月以上滞納すると…

費用の全額を利用者が負担し、申請後も保険給付の一部または全部が一時的に差し止めとなります。

2年以上滞納すると…

利用者負担が３割または４割に引き上げられたり、高額介護サービス費（27ページ参照）が受けられなくなります。
［被保険者証に記載されます］

こんなときは保険料の減免申請をしましょう！

自然災害や事故、火災などに遭遇したり、世帯の生計を維持する方が死亡または心身に重大な障害を生じて収入が著しく減少した場合などは、申請により保険料が減免されたり猶予されることがあります。

介護保険料の支払いが困難な場合には、市区町村の介護保険担当窓口までお申し出ください。

地域包括支援センター

地域のみんなで見守って、健やかな暮らしを支えます

高齢期を迎える方が多くなる中、どうすれば自分らしく尊厳のある生活を、住み慣れた地域で送ることができるでしょうか。

地域包括支援センターは**「できるだけ要介護状態にならない」「悪化しない」**を目標に、高齢者の選択と心構えに基づく**「介護予防」**の取り組みを支援します。

いつでも、そしていつまでも安心して利用できる拠点に

「地域包括支援センター」は高齢者の心身の健康維持、安心した暮らしを地域ぐるみで支えていくための拠点となるところです。いつまでも「自分らしい生活」を送れるように(主任)ケアマネジャーや社会福祉士・保健師が協力し合い、適切な支援を行います。

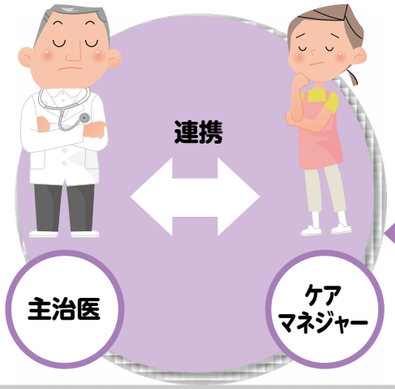

包括的・継続的マネジメント事業

高齢者が、適切なサービスを継続して利用できるように、関係機関との連携に努めます。また、地域の皆さんと協力し、さまざまな問題に対応することができる地域づくりに取り組んでいきます。

総合相談支援事業

高齢者やその家族の相談を受け、適切なサービスにつなげます。相談内容によってサービス、制度に関する情報提供や、関係機関への紹介をします。

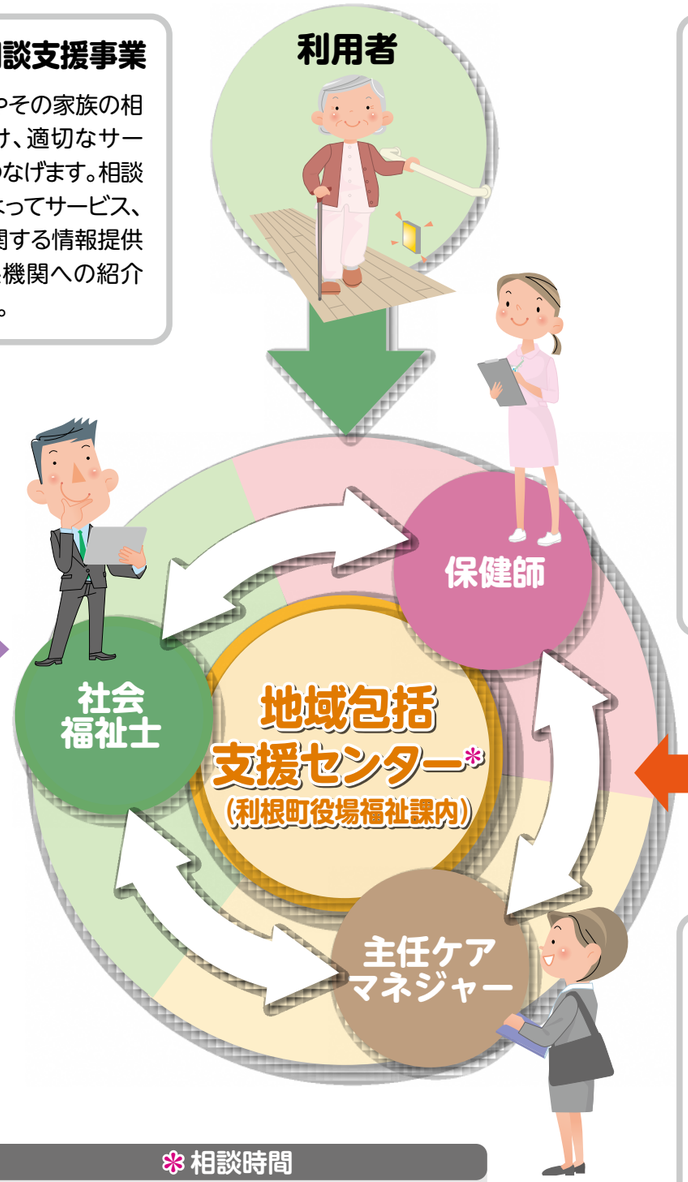

権利擁護、虐待防止・早期発見

高齢者の保護や虐待の防止、早期発見など、高齢者がいかに「自分らしく尊厳ある生活」を送れるか、に取り組んでいきます。

このようなお悩みはご相談ください。
- ○預貯金通帳や財産の管理が自分では不安になってきた
- ○悪質な商法によって高額な買い物をさせられた
- ○介護サービス事業者の対応に不満を訴えても改善されない　など

介護予防マネジメント事業

- 要支援1・2と認定された方の介護予防サービスが適切に提供されるように調整します。
- 要支援・要介護に該当しない方の介護予防サービスの相談・計画をします。

❀相談時間

月～金　8:30～17:15
TEL(68)8941　FAX(68)6910

介護予防ってどんなこと?

「楽だからすべてヘルパーさんにお任せしてやってもらおう」と、身の回りのことをヘルパーさんばかりに頼っていると、徐々に生活機能が低下して、自分でできていたことができなくなってきます。

生活機能の低下を防ぐために必要なことが、**「介護予防」の取り組み**です。「介護予防」とは、できる限り介護が必要とならないようにすること、たとえ介護が必要な状態になってもそれ以上悪化しないようにすることです。

「年だから老化は仕方がない」と思って放っておいては、寝たきりや認知症につながりかねません。元気な頃から**「心身の老化」を防ぎ**、いきいきとした生活を送りましょう。

地域包括支援センター運営協議会

- 権利擁護・相談を担う関係者
- 地域の医師会・介護等の職能団体
- 一般被保険者

役割は・・・・

地域包括支援センターが公正な運営をしていくためのチェック、改善などをします。また、関係機関との連携や人材確保などの面から支援をします。

地域包括支援センター

介護保険以外の高齢者関連 サービス

社会全体で介護保険を支えています

福祉課　高齢介護係　TEL.68-2211

●緊急通報システムの貸与

急病や発作が心配な方に、ボタンを押すだけで直ちに消防署に通報されるシステム（端末機やペンダント型無線発信装置、有線押しボタン発信機）を貸与します。急病などの緊急時には即時対応が可能です。

対象者　65歳以上の病弱なひとり暮らし高齢者・ひとり暮らしで外出が困難な重度身体障害者・65歳以上の病弱な高齢者のみで構成する世帯

●救急医療情報キット

かかりつけ医や服薬内容などの医療情報を入れた容器を冷蔵庫に保管し、救急隊員の救命活動の際その情報を救急医療に生かします。

対象者　ひとり暮らしで65歳以上の方。視覚障害または聴覚障害のある方でその障害の程度が1～3級の方。65歳以上の日中ひとりでいる方および65歳以上の高齢者世帯の方で、健康上の不安を有する方。

●「愛の定期便」

ひとり暮らし高齢者の方の安否確認を行うため、隔週1回乳製品を配布します。

対象者　65歳以上の病弱なひとり暮らし高齢者

●徘徊高齢者家族支援サービス

徘徊が見られる認知症高齢者の家族に対して、位置情報端末機（GPS）を貸与し、徘徊時の保護を支援します。

●おかえりマーク

認知症等により外出先から自宅に帰れなくなってしまったり、警察に保護された場合の早期発見および身元確認を容易にするための標示物です。

対象者　認知症等により徘徊行動が見られる方または徘徊のおそれのある方

申　請　福祉課の窓口で申請書をお渡しします。

●見守り協定

宅配事業者等と協定を締結し、高齢者や子どもなどに異変があった場合、役場へ通報するなど、日々の業務の中で見守り活動を行っています。

●老人クラブ

概ね60歳以上の方を対象とした自主的組織で、趣味・学習活動、社会奉仕活動などを通じて交流をはかり親睦に努めています。

●シルバーカー購入費補助金交付

高齢者の歩行を容易にし、閉じこもり防止と生きがいづくりおよび健康の向上を図ります。

対象者　町内に住所を有する65歳以上かつ歩行の際に補助を必要とする方
※シルバーカー購入費補助金の額は一律5,000円となります。

●移動販売　福の助商店

商店の減少や高齢社会に対応するため、毎週月曜日から金曜日まで町内各所を移動販売車が巡回し、高齢者等、日常の買い物にお困りの方を支援します。

販売品目　食料品、お肉、お魚、お惣菜、地場産野菜、日用雑貨品等

保健福祉センター　庶務係　TEL.68-8291

●福ちゃん号

保健福祉センターを起点とした無料の福祉バス「福ちゃん号」が町を巡回しています。

●お風呂

ひとりで入浴ができる方を対象に月・火・木・金曜日にお風呂を開設しています。町内および龍ケ崎市にお住まいの方は100円で利用できます。

●趣味講座

60歳以上の方を対象として、1回100円で講座を受講することができます。
（材料費などは実費）

保健福祉センター　いきがい支援係　TEL.68-8291

〈障害をお持ちの方のための教室〉

●理学療法（個別リハビリ）

理学療法士による個別機能訓練を行います。

対象者　身体に障害をお持ちの方
＊介護保険法および障害者総合支援法のサービス給付の対象でない方で、医師が機能訓練を必要と認めた方

料　金　100円

介護保険以外のサービス

社会全体で介護保険を支えています

保健福祉センター　いきがい支援係　TEL.68-8291

〈元気な高齢者向けの教室・相談〉

【はつらつトレーニング】

加齢による衰えやすい部分を鍛えるためのトレーニングマシンを使います。(週1回程度)

対象者 65歳以上の方　料　金 100円

【口腔相談】

「口の渇きが気になる」「むせやすくなった」「固いものが苦手になってきた」など、お口の健康相談です。(月1回・予約制)

対象者 全町民　料　金 無料

【もの忘れ相談】

もの忘れが気になり出した方・もの忘れで困っている方(本人・ご家族の方など)のための個別相談です。(週1回・予約制)

対象者 全町民　料　金 無料

【もの忘れ予防講座】

「もの忘れとは」「もの忘れを予防するには」など認知症の知識を普及するための講座です。(年3回開催)

対象者 全町民　料　金 無料

【フリフリグッパー体操】(地区運動集会)

どなたでも気軽にできる軽体操で、脳を活性化させ、もの忘れ予防・転倒予防の体操を行います。

- 利根町民すこやか交流センター(第1・3火曜日 午前10時～11時)
- 利根町文化センター(第1・3木曜日 、第2・4水曜日 午前10時～11時)

対象者 概ね60歳以上　料　金 無料

【シルバーリハビリ体操教室】

誰にでもできる高齢者向けの介護予防のための体操を行います。

- 利根町保健福祉センター(毎週月曜日 午後1時～2時30分)
- 利根町国保診療所(毎週水曜日 午前9時30分～11時)
- 利根町民すこやか交流センター(毎週金曜日 午前9時30分～11時)　他

対象者 概ね60歳以上　料　金 無料

〈生活機能アンケート等の結果で各機能向上を目指す教室〉

対象者 65歳以上、生活機能向上に取り組みたい方

【健脚くらぶ】

継続した運動習慣で、健脚のための筋力づくりを目指します。

場　所 利根町保健福祉センター　開　催 週1回　期間設定あり

【かむカム栄養塾】

「むせ」「口の渇き」「飲み込み」改善のためのお口の健康づくりと栄養改善を目指します。

場　所 利根町保健福祉センター　開　催 全8回コース

【キラリ☆脳トレ倶楽部】

音楽療法士、理学療法士と一緒に、みんなで音楽・運動を楽しみながら脳を活性化します。

場　所 利根町保健福祉センター　開　催 月4回　期間設定あり

保健福祉センター　健康増進係　TEL.68-8291

〈各種検診〉

日程および詳細は「広報とね」および「利根町役場ホームページ」をご参照ください。

【結核・肺がん検診】

胸部間接レントゲン検査を行います。問診等で該当する方は、喀痰検査も行います。

対象者 40歳以上の方

【肝炎ウイルス検査】

血液検査で、肝炎ウイルスB型およびC型に感染しているかどうかを検査します。

対象者 40～70歳の方で、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方

【前立腺がん検診】(血中PSA検査)

前立腺の病気があると上昇するPSAという物質の血中濃度を検査します。

対象者 50歳以上の男性

【胃がん検診】

胃部バリウムレントゲン検査を行います。

対象者 40歳以上の方

介護保険以外のサービス

介護保険以外のサービス

社会全体で介護保険を支えています

保健福祉センター　健康増進係　TEL.68-8291

〈各種検診〉

【大腸がん検診】 便潜血2日間法による検便検査です。

対象者　40歳以上の方

【子宮がん集団検診】 子宮頸がん細胞診を行います。

対象者　20歳以上の女性

【乳がん集団健診】 年齢によって検査内容が異なります。

対象者　超音波検査：30～39歳、40～64歳の偶数年齢の女性
マンモグラフィー検査：41歳以上の奇数年齢の女性（40歳代の方は2方向撮影）

【乳がん・子宮がん医療機関検診】

都合の良い日に契約医療機関で検診が受けられます。

対象者　乳がん検診：集団検診と同様です。
子宮がん検診：子宮頸部がん検診:集団検診と同様です。
子宮頸部+体部がん検診：35歳以上で医師問診により該当になる方
（本人の希望や体部検診単独での検診はできません）

【骨粗しょう症検診】 超音波式骨密度測定法です。

対象者　40・45・50・55・60・65・70歳の女性
※ご注意ください!!　各検診の該当年齢は、当該年度末の年齢になります

〈健康相談・健康教室〉

【ヘルシー相談】（月1回／予約制　日程等は「広報とね」をご参照ください）

健康のレベルアップを図るための相談日です。管理栄養士および保健師が相談に応じて、相談者に合う食生活・日常生活を一緒に考えていきます。

対象者　血圧測定・栄養相談・健康相談

【健康相談】（随時の電話相談）

ご自身や家族のこと、身体やこころに不安を抱えている方は、気軽にご相談ください。

【精神保健相談】（月1回／予約制　日程等は「広報とね」をご参照ください）

精神保健福祉士が、精神保健福祉に関する相談に応じます。

【健康教室】（開催予定不定期、「広報とね」や町ホームページ等でお知らせします）

ご自身のさまざまな生活習慣を見直す支援をします。

社会福祉協議会　TEL.68-7771

● 地域ケアシステム事業

子どもから高齢者まで、地域で生活するために支援が必要な方に、保健・医療・福祉が連携をとりながらネットワークづくりをし、だれもが安心して暮らせるように支援していく事業です。

● 在宅福祉サービス事業（愛称:まごころサービス）

①送迎サービス･･･対象者に病院などへの送迎を実施します。

対象者　介護保険の認定を受けた方、または障害手帳をお持ちの方

料　金　目的地までの距離に応じます。

②家事援助サービス･･･対象者の自宅に訪問し、食事の支度、清掃などの家事援助を実施します。

対象者　日常生活上援助の必要がある概ね65歳以上の高齢者、障害をお持ちの方、病弱な方

料　金　30分　300円

● ひとり暮らし高齢者交流会およびつどい

70歳以上のひとり暮らし高齢者に対し、地域交流を促進するため、地域交流会および日帰り旅行を実施します。

● 金婚式祝事業

結婚50周年を迎えたご夫婦に対し、お祝いします。

● 一人暮らし高齢者配食サービス（ふれあい配食サービス）

75歳以上のひとり暮らし高齢者に対して、月2回弁当（昼食）をお届けし、安否確認を行います。

料　金　1食300円

● 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、高齢者世帯、障害者世帯に対して、生活向上に役立てるため資金を貸付します。
（貸付利子:無利子または資金種類により異なる）生業費、技能習得費、生活資金、修学資金など

● 小口資金貸付事業

町内に3か月以上居住する低所得世帯に対して、生活の安定、生活意欲の助長をはかるため資金を貸付します。

● 介護者リフレッシュ事業

高齢者などを介護している家族の心身リフレッシュのための交流会です。

● 福祉機器貸出事業

在宅で高齢・障害・疾病等により、一時的に車いすを必要とする方に貸し出しを行っています。

● 日常生活自立支援事業

日常生活において、公共料金、銀行などの預金の払い戻し、書類や印鑑等をご自分で管理することが不安定な方に、契約により日常的な金銭管理サービス、書類等の預かりサービス、さらに福祉サービスの利用援助も行います。

● ふれあいサロン

地域の中で、ボランティアが中心となって高齢者等とゲームやおしゃべり、趣味の活動などをして孤独感の解消・機能低下の予防をはかります。

料　金　300円～500円（実費負担）

● 心配ごと相談

日常生活上のあらゆる問題について、経験豊かな相談員が、公平・中立な立場から相談に応じます。

料　金　無料　　開　催　毎週月曜日 午後1時～午後4時（受付 午後3時まで）

利根町　介護サービス事業者一覧

ケアプラン作成居宅介護支援事業所

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
居宅介護支援事業所　ソラスト利根	300-1631	利根町早尾610-1	0297-61-8178
居宅介護支援事業所　響	300-1604	利根町横須賀147	0297-61-8500
居宅介護支援事業所　もえぎ野	300-1606	利根町もえぎ野台1-1-8	0297-84-6081
やまなみ園　居宅介護支援事業所	300-1616	利根町立木909	0297-61-7000
牛尾病院　居宅介護支援事業所	301-0043	龍ケ崎市松葉1-6-1	0297-60-2234
居宅介護支援事業所　いっしん龍ケ崎	301-0841	龍ケ崎市白羽4-4-68	0297-85-5715
居宅介護支援事業所　一糸	301-0044	龍ケ崎市小柴1-6-3	0297-63-2720
居宅介護支援事業所　たつのこ	301-0002	龍ケ崎市中根台1-4-1	0297-79-5655
居宅介護支援事業所　ビオラセア	301-0831	龍ケ崎市野原町1360-1	0297-85-5112
居宅介護支援事業所　もみじ館	301-0836	龍ケ崎市寺後3937-10	0297-63-2151
居宅介護支援事業所　縁	301-0855	龍ケ崎市藤ケ丘4-4-3	0297-61-1660
居宅介護支援事業所　リカステ	301-0004	龍ケ崎市馴馬町3120	0297-86-6882
居宅介護支援事業所　龍ケ岡	301-0854	龍ケ崎市中里1-1-17	0297-61-1300
居宅介護支援事業所　涼風苑	301-0856	龍ケ崎市貝原塚町3689	0297-63-0008
やすらぎの里　居宅介護支援事業所	301-0816	龍ケ崎市大徳町4965-1	0297-64-3234
龍ケ崎市医師会訪問看護ステーション龍ケ崎	301-8611	龍ケ崎市3710	0297-62-7544
居宅介護支援事業所　こころ取手	300-1514	取手市宮和田527-2	0297-79-5505
居宅介護支援事業所　緑寿荘	302-0032	取手市野々井1926-8	0297-70-2538
居宅介護支援事業所　ルロシェ	300-1524	取手市神浦646	0297-85-4891
ケア・アシストはあとぴあ	302-0011	取手市井野253	0297-74-3339
ケア・アシスト東取手	302-0011	取手市井野245	0297-72-6664

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
セントケア　取手	302-0024	取手市新町3-2-8	0297-70-6381
取手市医師会ひまわり居宅介護支援事業所	302-0032	取手市野々井1926-2	0297-78-3094
藤代ケアプランセンター	300-1514	取手市宮和田298	0297-70-8451
居宅介護支援事業所　たいせつの家	300-1232	牛久市上柏田1-17-19	029-871-1088
ケアプランセンター柏田長寿館	300-1232	牛久市上柏田2-36-24	029-830-7766
千の風・河内　ほほえみ	300-1331	河内町生板4627	0297-60-4166
あおばケアプラン	270-1175	我孫子市青山台4-23-15	04-7186-1851
アコモード居宅介護支援事業所	270-1101	我孫子市布佐1559-2	04-7181-6200
居宅介護支援事業所ふさ	270-1101	我孫子市布佐834-28	04-7189-1113
めいとあびこ居宅介護支援事業所	270-1101	我孫子市布佐2195-2	04-7189-6321
有限会社ライフサポート	270-1101	我孫子市布佐2925-6	04-7181-6507
和ぐみ居宅介護支援布佐	270-1101	我孫子市布佐2641-1	04-7128-6321
在宅介護支援センターヴィラ大森	270-1327	印西市大森2218-1	0476-42-8864
ホワイトヴィラ印西居宅介護支援事業者	270-1327	印西市大森2216-3	0476-42-7300

介護サービス事業者一覧

利根町　介護サービス事業者一覧

特別養護老人ホーム

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
地域密着特養　あおば	300-1605	利根町大平260-2	0297-85-4860
やまなみ園	300-1616	利根町立木909	0297-61-7000
あじさい苑	300-1331	河内町生板8907	0297-84-0311
千の風・河内	300-1331	河内町生板4627	0297-60-4166
ときわぎ	301-0041	龍ケ崎市若柴町1225	0297-66-6000
やすらぎの里	301-0816	龍ケ崎市大徳町4965-1	0297-64-3234
リカステ	301-0004	龍ケ崎市馴馬町3120	0297-86-6881
龍ケ岡	301-0854	龍ケ崎市中里1-1-17	0297-61-1300
竜成園	301-0806	龍ケ崎市半田町1388	0297-62-2735
北相寿園	300-1546	取手市岡1476	0297-85-8304
さらの杜	302-0038	取手市下高井2148	0297-70-2711
水彩館	302-0001	取手市小文間5720-1	0297-77-1317
取手市ふれあいの郷	302-0039	取手市ゆめみ野3-23-1	0297-78-2525
藤代なごみの郷	300-1511	取手市椚木1342-2	0297-82-7530
めぐみの杜	302-0026	取手市稲29-1	0297-84-6155
ルロシェ	300-1524	取手市神浦646	0297-85-4891
牛久さくら園	300-1232	牛久市上柏田1-18-4	029-878-0711
グランヴィラ牛久	300-1231	牛久市猪子町892-2	029-817-5111
元気館	300-1223	牛久市城中町148-1	029-830-8686
こころの里	300-1288	牛久市久野町545-1	029-875-5206
博慈園	300-1214	牛久市女化町253-2	029-874-4800
ひかり	300-1215	牛久市遠山町478-1	029-879-8010
七福神	302-0125	守谷市高野1755-1	0297-45-3580

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
峰林荘	302-0117	守谷市野木崎1931	0297-48-3587
やまゆりの郷	302-0103	守谷市大山新田149-1	0297-45-2820
阿見こなん	300-0312	阿見町南平台1-33-10	0297-57-1223
阿見翔裕園	300-0331	阿見町阿見5137	0298-40-2881
セントラル阿見	300-1152	阿見町荒川本郷179-23	029-893-6868
水郷荘	300-0605	稲敷市幸田1252	0299-79-2319
すだちの里	300-0522	稲敷市蒲ケ山77	0298-93-1515
トリアネイ	300-0504	稲敷市江戸崎甲1233-3	029-893-3015
宝永館	300-1426	稲敷市寺内594	0297-87-5188
エミール	300-0414	美浦村信太2842-1	029-896-7061
みほ	300-0424	美浦村受領881	0298-91-5561
あおいの里・我孫子	270-1177	我孫子市柴崎216-1	04-7181-0010
アクイール	270-1137	我孫子市岡発戸1498	04-7165-6511
アコモード	270-1101	我孫子市布佐1559-2	04-7189-5201
久遠苑	270-1123	我孫子市秀吉208-3	04-7187-3141
けやきの里	270-1173	我孫子市青山417-1	04-7181-1110
和楽園	270-1121	我孫子市中峠2473	04-7188-6261
印旛晴山苑	270-1612	印西市大廻187-1	0476-99-2522
サクラビア印西	270-1337	印西市草深1161	0476-85-8110
特別養護老人ホーム印西	270-1337	印西市草深225-5	0476-40-6110
ハートヴィレッヂ	270-1354	印西市武西1269-1	0476-47-1122
プレーゲ本埜	270-2322	印西市笠神1620	0476-97-0100
みどり荘	270-2327	印西市竜腹寺342-2	0476-80-8800

デイサービス

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
共用型認知症対応型デイサービス　ソラスト利根	300-1631	利根町早尾610-1	0297-61-8170
デイケア　もえぎ野	300-1606	利根町もえぎ野台1-1-8	0297-84-6081
デイサービス　ソラスト利根	300-1631	利根町早尾610-1	0297-61-8177

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
響	300-1604	利根町横須賀147	0297-61-8500
フィットネスデイ　まきうち	300-1622	利根町布川2592-14	0297-68-6055
やまなみ園	300-1616	利根町立木909	0297-61-7000

介護サービス事業者一覧

利根町　介護サービス事業者一覧

介護老人保健施設

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
もえぎ野	300-1606	利根町もえぎ野台1-1-8	0297-84-6081
けやきの郷	301-0041	龍ケ崎市若柴町1741-1	0297-61-5133
ビオラセア	301-0831	龍ケ崎市野原町1360-1	0297-85-5111
涼風苑	301-0856	龍ケ崎市貝原塚町3689	0297-63-0008
サンライフ宗仁会	300-1546	取手市岡1471	0297-85-8743
ネオテラス宗仁会（介護療養型老人保健施設）	300-1546	取手市岡1493	0297-85-8851
はあとぴあ	302-0011	取手市井野253	0297-74-3335
緑寿荘	302-0032	取手市野々井1926-8	0297-78-9100
春秋園	300-1231	牛久市猪子町891-2	029-870-3100
セントラルふれあい	300-1211	牛久市柏田町1604-6	029-872-8851
セントラルゆうあい	300-1211	牛久市柏田町1590-3	029-872-8833
いなしきの郷	300-0749	稲敷市佐原組新田1378-1	0299-79-3811
プエブロ稲敷	300-1417	稲敷市狸穴11	0297-87-7511

グループホーム

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
あおば	300-1605	利根町大平260-2	0297-85-4860
ソラスト利根	300-1631	利根町早尾610-1	0297-61-8170
響	300-1604	利根町横須賀147	0297-61-8500

介護医療院

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
牛尾病院介護医療院	301-0007	龍ケ崎市馴柴町1-15-1	0297-66-6333
にしまぎ介護医療院	302-0034	取手市戸頭1-8-21	0297-78-3365

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
葵の園・美浦	300-0426	美浦村土屋1979	029-885-1121
ゴーエン美浦	300-0412	美浦村宮地678	029-885-5522
ケアセンター阿見	300-0333	阿見町若栗2957-4	029-889-1180
スーペリア360	300-1152	阿見町荒川本郷2033-508	029-830-5300
アイケア	302-0122	守谷市小山318-5	0297-38-6767
ダ・ジャーレ　もりや	302-0118	守谷市立沢980-1	0297-20-6616
葵の園・我孫子	270-1177	我孫子市柴崎137-1	04-7182-1165
我孫子ロイヤルケアセンター	270-1121	我孫子市中峠2614	04-7181-5611
エスペーロ	270-1101	我孫子市布佐834-28	04-7189-1112
クレオ	270-1166	我孫子市我孫子1855-4	04-7179-7700
ヴィラ大森	270-1327	印西市大森2218-1	0476-42-8864
千葉新都市ラーバンクリニック	270-1337	印西市草深138	0476-40-7735

ショートステイ

事業所名	郵便番号	住所	電話番号
あおば	300-1605	利根町大平260-2	0297-85-4860
ショートステイ　ソラスト利根	300-1631	利根町早尾610-1	0297-85-3791
響	300-1604	利根町横須賀147	0297-61-8500
もえぎ野	300-1606	利根町もえぎ野台1-1-8	0297-84-6081
やまなみ園	300-1616	利根町立木909	0297-61-7000

介護サービス事業者一覧

利根町福祉マップ

お問い合わせは

利根町役場 福祉課 高齢介護係	TEL.68-2211	利根町地域包括支援センター	TEL.68-8941
利根町保健福祉センター	TEL.68-8291	利根町社会福祉協議会	TEL.68-7771

禁無断転載 ©ライズファクトリー
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
UD FONT
植物油インキを使用しています。 GH17001-2
VEGETABLE OIL INK